



市議会議員
岩室 年治



市議会議員
はしづめ 明子

8月実施予定の住民基本台帳ネットワーク 日本共産党 市長に緊急要請 「住基ネットの稼働延期を」

国民一人一人に番号をつけ、氏名、住所などの個人情報行政が管理する住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）は、八月五日の施行を前に、横浜市など県・市町村、又、野党四党さらには党内からも実施の凍結、延期を求める声があがっています。日本共産党も長島市長に対して「稼働延期を国に求めること」などを緊急要請をしました（全文は裏面）

住基ネットは、すべての国民に十一ケタのコード番号をつけ、氏名、住所、性

別、生年月日など六項目の個人情報情報をコンピュータで行政が一元管理する仕

恒久化を容認する新たな建設 池子基地内に学童クラブ整備へ

六月議会「市長報告」で米軍の通告の形で、米軍「池子住宅地区及び海軍補助施設」内に、学童保育クラブを建設する旨の連絡があったことが報告されました。

市長からは、今回の建物は日米地位協定第三条の規定で、米軍の負担で建設されるものであることから、本来は米軍からの通告も必要ないが、その伝えられた内容の概要のみが説明されました。

池子米軍住宅建設事業には、思いやり予算の八百億円を超える税金が投入されて建設されてきました。

逗子市は、国との約束も反故にされ、なし崩し的に

基地恒久化の事実が築かれて、市の対応もそれらを容認し続ける結果となっています。

- 米軍の学童クラブの概要
- *場所 小学校の敷地内
- *規模 二階建
- 建築面積 約一五〇平米
- 延べ面積 約三〇〇平米
- (図面などはありません)

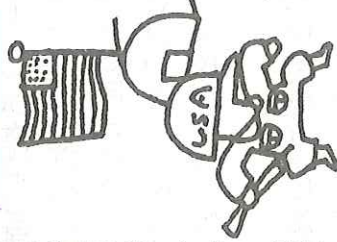
岩室年治議員は、地位協定の規定があっても、米軍の通告だけで、逗子市の行政内に勝手に建築物を作り、基地の恒久化、容認につながることも認められないと意見を述べました。

しかし、米軍は逗子市の

組みです。一九九九年に自民党、公明党などの強行した「改正」住民基本台帳法（日本共産党は反対）で、今年八月五日の実施が定められています。逗子市も法改正を受けて準備を進めてきました。

コード番号と個人識別情報は、総務大臣が指定する「指定情報処理機関」である財団法人「地方自治情報センター」（以下「センター」）と全国都道府県、市町村を結んだコンピュータネットワークによって、センターが一元的に管理することになっています。

(裏面につづく)



意向に関係なく、十月末までに整備する考えのため、岩室議員は、市による現地調査ができるように米軍に求め、さらに建物を現認し、基地交付金に反映させるべきと要求し、市長も調査を約束しました。

最近では米軍横須賀基地で、勝手に海を埋め立て造成し、土地（国土）を作ってしまう、あとで土地の取り扱いをめくり、米軍・国・市の間で大問題となった事例があります。

●基地交付金とは 固定資産税の代わり？

国有提供施設等所在市町

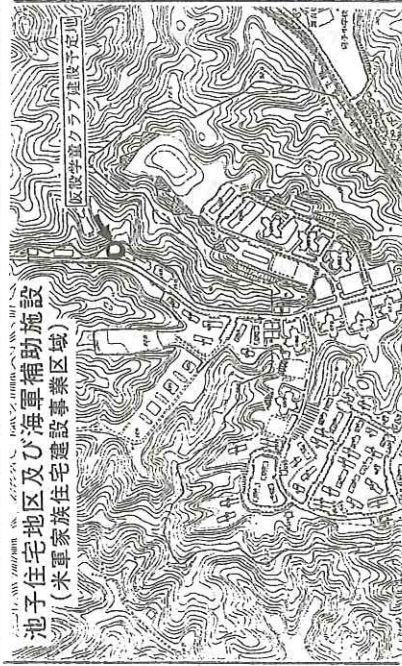
村助成交付金に関する法律の定めから、米軍基地を抱える自治体への交付金です。

国所有の米軍に使用させている固定資産の台帳価格に応じて算定し、市が課税できない固定資産税に代わる財源補填の性格を有するものです。しかし、適切な算定が行なわれず、固定資産税分に見合うものとは言えず、多くの自治体が改善を求めています。

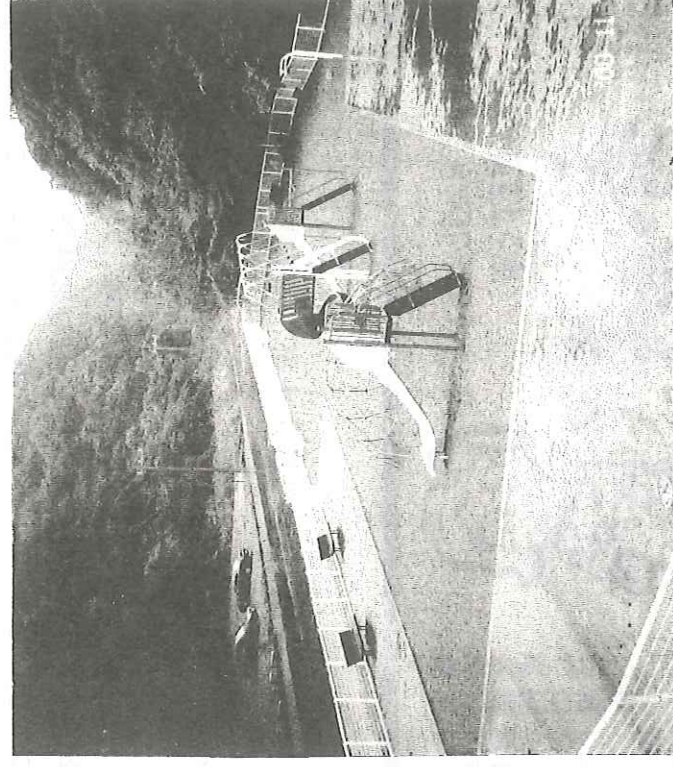
●「排他的使用権」を容認 日米地位協定第三条

日本が米軍に提供した広大な基地を、米軍が自分勝手に使用する「排他的使用権」は、提供された施設と区域内において、設定、運営、警護及び管理の必要な措置をできる規定で、米軍の管理権を定めています。この区域は米軍の意思に

より、日本側の立ち入りが禁止され、国土と環境が破壊される恐れがあっても、米軍まかせと言わなければならない日本の主権の侵害となる規定となっています。今回の学童クラブ建設も一方的な通告のみの理由はここにあります。



米軍小学校に併設される学童クラブ
建設予定地の運動場（池子基地内）



日本共産党逗子市議会議員団
団長 岩室年治
橋爪明子

住民基本台帳ネットワークシステムについて（要請）

平成14年8月から稼動する予定の住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）は、全国の自治体と同様に、本市もその準備を進めてきたところであります。

ところが、この稼動の前提としてきた個人情報保護法案（以下「保護法」）には、重大な欠陥もあり、市民の懸念も払拭されず、逗子市議会も抜本的な見直しを含めた慎重審議を求める「意見書」を全会一致可決しています。また、国会審議の行方も法成立の見通しがたつていません。

住基ネットについて、日本弁護士連合会（以下「日弁連」）は全国の市町村に對するアンケート（6月5日から7月4日実施）を実施、その結果、準備段階のトラブル発生、担当職員配置がなく、職員がコンピュータに精通していない、マニュアルも読んでいないなど問題が明らかになっています。そして市町村の中には施行の「延期が望ましい」が210自治体、「どちらとも言えない」を合わせると約8割も占め、日弁連も稼動延期を求めています。

日本共産党は、国民のプライバシー保護法もなく、市町村がもつ条例との矛盾など様々な問題から、国会において住民基本台帳法改正に反対しました。法改正後は、直接責任を負う市町村の段階の対応として、国の保護法制定と、本市の個人情報保護運営審議会（以下「審議会」）の意見を求めること、それらを前提に実施されるものと理解をしてきました。

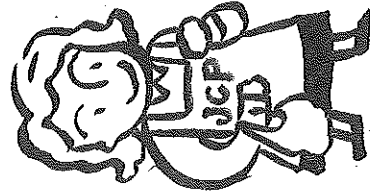
しかし、現状では住基ネットを稼動させるには、その取り巻く環境は整ったとは言えず、市民の理解を得がたいものと考えます。

逗子市個人情報保護条例の第11条（オンライン結合による提供の制限）は、「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による個人情報の提供を行ってはならない」と規定し、2項で「審議会の意見を聴かなければならない」とされていることから、すでに今年3月に審議会への諮問、その答申を受けていましたが、当然、保護法の制定が前提と考えられます。

このようなかで、「条例」が求める市民の基本的人権を擁護する立場から、第3条の市長の責務である「適正な個人情報の取り扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない」の規定からも、総務省に住基ネットの8月稼動の延期を求めざるべきであります。以下の事項を要請致します。

1. 総務省に住民基本台帳ネットワークシステムの8月稼動の延期を要請されたらいい。
2. 国の動向を踏まえ、逗子市個人情報保護運営審議会に対し、3月「答申」の再検討を求めること。

一緒に考えましょう
日本を改革する道



しん赤旗

月刊・月2,900円
日曜版・月800円

【平成十三年三月議会】

●岩室年治議員 討論より
住基ネット導入事業は個人情報の流出事件など問題もあり、個人情報保護に対する十分な配慮が必要である。本市の条例第十二条に適用されないが、導入にあたり個人情報限定したり、権利利益を侵害する恐れがないように個人情報保護運営審議会の意見を求め、諸合め条例の見直しと適切な運営を求めるものです。

年金・恩給の支給、雇用保険の給付など、九十三の事務について、センターから国、自治体へ本人確認情報が提供されます。

防衛庁の事件も…… 個人情報保護は大丈夫か？

政府は、全国どこの市町村でも、住民票の写しがとれるようになるなどと宣伝しています。しかし、政府やセンターに個人情報が集積し、行政による国民監視

が強まることや、個人情報が漏えいし、プライバシーが侵害される危険性があり、防衛庁が情報公開請求者の身元調査リストを作成していた事件は、そのことを如実に示しました。

個人情報保護法は見送り しかし、法制定が前提では

改正当時の国会審議において、当時の小淵恵三首相は「民間部門も含めた個人情報保護に関する法整備を

含めたシステムを速やかに整えることが（住基ネット）前提」と答弁。しかし、実施の前提とした個人情報保護法制は未整備のままです。今国会の審議で、プライバシー権が明記されず、メテア規制、行政機関の罰則もなく、不十分な内容を露呈し、国民の反対世論が広がった結果、法制定は見送られ状況です。

逗子市議会も六月議会で 「メテア規制の人権擁護

法案と個人情報保護法案の慎重審議を求める意見書」を全会一致可決しています。

日本弁護士連合会は、稼働の延期を求めています。改めて今年六月に全国の市町村アンケートを実施。準備段階でのテストのトラブル3割、その解決に民間業者へ委託、行政の専門職員がいない、マニュアルを読み込んでいないなどの問題が明らかにされ、二百十自治体が延期を望んでいます。

市民の権利侵害の恐れ 市長は延期を求めるべき

逗子市は、今年三月に個

共同通信の世論調査でも「稼働を知らない」と答えた人が八割。「延期・再検討すべきだ」と「中止すべき」を合わせると七十四%にも達しています。

横浜市、東京の杉並区、狛江市、国立市など多くの市長、議会が延期を求めています。

個人情報保護運営審議会に条例第十一条「オンライン結合による提供の制限」規定から住基ネットについて諮問。その答申で「結合は適当なもの」と認められていました。しかし、保護する法律ができていない状況となつていことから、日本共産党は、市民の個人情報保護の立場から、住基ネット稼働の延期など市長と審議会に緊急要請を行ないました。